

パーキング・パーミット制度推進事業委託業務 企画提案募集要領

1 趣旨

2026年6月からパーキング・パーミット制度を円滑に開始するための準備として、事務局の開設や制度の広報啓発、利用証・対象駐車区画標示用ステッカーの作成を行う。これら事務処理業務を委託するにあたり、プロポーザル（企画提案）により参加事業者を募集する。

2 募集の内容

(1) 事業名

パーキング・パーミット制度推進事業委託業務

(2) 業務内容

「パーキング・パーミット制度推進事業 業務委託仕様書」のとおり。

＜業務の概要＞

- ①事務局の設置・運営（問合せ対応等）
- ②広報啓発業務（ポスター・チラシの作成、配布）
- ③利用証の作成
- ④対象駐車区画標示用ステッカーの作成 等

(3) 契約形態

別添「契約書（案）」に基づく委託契約とする。

(4) 委託期間

契約締結日（2025年12月中を予定）から2026年3月31日（火）まで

(5) 委託金額限度額

12,678,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

対象経費は次に掲げるものとする。

ア 事業実施・運営等に要する経費（人件費、賃借料、設備費、旅費、印刷費、通信運搬費、振込手数料、一般管理費 等）

※機器・設備等については、原則リースまたはレンタルでの対応とする。

※本委託業務以外にも活用できる物品や施設、設備等を設置または改修する経費は対象外とする。

イ 上記アの経費にかかる消費税及び地方消費税

(6) 委託料の支払

事業完了後の精算払いとする。ただし、知事が認める場合は概算払いも可能とする。

企画提案書及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額等を変更する場合があるので、あらかじめ了解すること。

(7) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

※免除要件に該当しない場合、契約締結日までに当該額を県へ支払うことが必須となる。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業、団体での共同によるグループ応募を可とする。その場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

- (1) 愛知県の令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登載されている者であること。
- (2) 事業実施に必要な法令に基づく許認可又は届出がされていること。
- (3) 「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除命令を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 募集期間

2025年10月27日（月）～2025年11月14日（金）午後3時まで

5 企画提案書等の作成に伴う質問と回答

(1) 質問

質問は「質問書（別紙）」によるものとする。

ア 受付期間

2025年10月27日（月）～2025年11月7日（金）午後5時まで

イ 提出方法

「質問書（別紙）」を電子メール（shogai@pref.aichi.lg.jp）で送付すること。なお、件名は「パーキング・パーミット制度推進事業委託業務に関する質問」とし、受信確認のために電話にて電子メールを送信した旨連絡すること。

(2) 回答

回答は2025年11月10日（月）を目途に愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>）に掲載する。

(3) その他

受付期間以外は、質問を一切受け付けない。また、審査及び評価基準等に係る質問については受け付けない。

6 説明会の開催

以下のとおり説明会（オンライン）を開催する。

企画提案書の提出に際し、説明会への出席を応募の必須要件とする。

(1) 日時

2025年11月 5 日（水）午後 2 時から午後 4 時（予定）

(2) 方法

オンラインによる説明（Microsoft Teams 使用）

(3) 参加申込

以下により、電子メールで申し込むこと。

ア 申込期間

2025年10月27日（月）～2025年10月31日（金）午後 5 時まで

イ 申込方法

件名は、「パーキング・パーミット制度推進事業委託業務 公募説明会参加」とすることとし、受信確認のために電話にて電子メールを送信した旨連絡すること。

なお、本文には、貴社名、参加者の所属・役職・氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

ウ 申込先

愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ

メール：shogai@pref.aichi.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

2025年11月14日（金）午後 3 時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（配達証明されるもの）のいずれかとする。（電子メール及びFAXによる提出は不可。）

※持参の受付は、土・日・祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送及び宅配便の場合は、期限までに確実に到着するように留意すること。

(3) 提出先

愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ

住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6294

(4) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1 事業者 1 案とする。（グループ応募の場合においても、1 案のみの提出とする。）2 案以上提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。

(5) 提出書類

ア 企画提案参加届出書兼誓約書（様式 1）

- ・必要事項を記入すること。

イ 企画提案書（様式2）

- ・ 企画提案書（様式2）における「2 事業の内容（企画提案）」の内容に準拠し、日本語で簡潔明瞭に、専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。
- ・ 提案書の形式は、A4縦、横書きかつ左綴じとし、表紙、目次を除き、15ページ以内とする。
- ・ 文字のサイズは原則12ポイントとする。
- ・ 図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更することや、記述方向を一部縦とすること、一部文字サイズを変更することは差し支えない。
- ・ 同種の事業を履行した実績がある場合には参考として記載していただいて差し支えない。

ウ 経費積算見積書・・・（A4版・様式3）

- ・ 本業務の所要経費を見積り、積算額及びその積算根拠を記載するとともに、合計額が分かるように記載すること。人件費は従事時間や工数によって区分けすること。その他の経費も一定の根拠を持って記載すること。
- ・ 単位は円とすること。

エ 提案内容補足説明資料・・・（A4版・様式任意）

- ・ 「イ 企画提案書」や「ウ 経費積算見積書」の内容で特に補足説明があれば提出すること。
- ・ 補足説明資料は20ページ以内とする。

オ 業務実施体制届出書・・・（A4版・様式4）

- ・ 仕様書を確認の上、業務実施体制について記載すること。

カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式5）

- ・ 様式5（「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」）について、様式5裏面の記入要領を確認のうえ記載するとともに、添付書類（登録証等の写し）を添えて提出すること。

（6）提出部数

正本1部、副本8部とする。

8 選考

（1）選考方法

提出された企画提案書等について、県が設置する選考委員会においてプレゼンテーション審査を行う。

ただし、提出された企画提案が6以上の場合、第1次審査（書類審査）を行い、上位5提案について、第2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

（2）評価基準

選定においては、主に以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務方針・実施体制及びスケジュール

- ・ 事業の趣旨、内容を十分に理解するとともに、提案のコンセプトが明確になっているか。

- ・ 本事業の遂行に必要なかつ十分な体制が組まれており、実現可能なスケジュールか。

イ 事務局等の設置・運営

- ・ 業務を円滑かつ正確に遂行できるような事務局の設置となっているか。
- ・ 問合せの集中やクレームに適切に対応できる、必要なかつ十分な人員体制となっているか。

ウ 個人情報保護・セキュリティ対策

- ・ 事業全体において、個人情報保護のための技術的・物理的なセキュリティ対策を講じているか。
- ・ 業務用端末におけるデータ管理方法や外部ネットワークへの接続制限等、個人情報の安全管理措置を適切に講じているか。

エ 製作物の作成

- ・ 製作体制や納期までの進行管理、品質管理は適切であるか。

オ 経費積算

- ・ 経費の積算は妥当かつ経済的で提案内容とバランスが取れているか。

カ 社会的な価値の実現に資する取組

- ・ 環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための取組状況等

（３）第１次審査結果の通知

審査結果は、通過者及び落選者ともに、電子メールで通知する。

（４）第２次審査の実施とその結果通知

第１次審査通過者には、審査結果と同時に、第２次審査の日程等詳細を電子メールで通知する。また、第２次審査の結果は、選定された者及び選定されなかった者ともに、電子メールで通知する。

ア 日時

2025年11月21日（金）午後２時から午後４時（予定）

※詳細な時間等は１次審査通過者へ別途通知

イ 会場

愛知県三の丸庁舎 8 階 801 会議室

ウ 方法

提出書類を使用して、１事業者10分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

エ その他

- ・ 選定委員会は非公開とし、審査の経過等の審査に関する問合せには応じないこととする。
- ・ 第２次審査への出席に係る費用は企画提案者の負担とする。
- ・ 第２次審査でのプレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書によって行う。企画提案書提出後の資料の差替え及び追加資料の提出は、一切認めない。
- ・ 第２次審査に参加しない者（指定した時間に遅刻した場合を含む。）については、企画提案を取り下げたものとみなす。

(5) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・ 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合
- ・ 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合
- ・ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

(6) 契約

業務内容について、提出書類の内容や審査結果等をもとに、選定委員会において選定された者と県との協議のうえで詳細を決定し、委託契約する。その際、企画内容や委託料を変更する場合がある。また、協議が不調に終わった場合は次点者と協議を行うものとする。

9 その他の事項

(1) 総括責任者

- ア 受託者は、本業務の処理について総括責任者を定め、委託者に通知するものとする。総括責任者を変更した場合も同様とする。
- イ 総括責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。
- ウ 総括責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

(2) 留意事項

- ア 本事業の実施にかかる会計関係等を明確にした書類を整備すること。また、他の経理と区分して会計処理を行うこと。
- イ 事業期間中の進捗状況や事業終了後の実績報告については、県からの求めに応じて、速やかに対応すること。
- ウ 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- エ 個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(3) その他

- ア 採用された企画提案書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度県と協議し、その指示に従うものとする。
- イ 成果物の著作権は県に帰属するものとし、受託者は著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- ウ その他事業の実施にあたっては、県と十分協議のうえ実施すること。

10 スケジュール（予定）

2025年10月27日（月）	公募開始
11月5日（水）	説明会
11月7日（金）	質問の締切（午後5時）
11月10日（月）	質問の回答
11月14日（金）	企画提案書等の提出期限（午後3時）
11月21日（金）	選考委員会
12月上旬	契約締結、委託業務開始
2026年1月中	事務局設置情報の報告
2月中	広報啓発物の納品、発送
3月2日（月）	事務局開設、問合せ対応の開始
3月下旬	製作物、その他成果物納品
3月31日（火）	契約の終了

11 問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ

TEL 052-954-6294（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6920

メール shogai@pref.aichi.lg.jp